（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第三条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適用の一般原則） **第一条**　［略］ ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ［３・４　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（適用の一般原則） **第一条**　［同上］ ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ［３・４　同上］

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第四条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適用の一般原則） **第一条**　［略］ ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（適用の一般原則） **第一条**　［同上］ ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　［同上］

（金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第五条　金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式１ 表　面 身　分　証　明　書　　第　　号 官　職 氏　名 生年月日　　年　　月　　日生 上記の者は、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令第１項に掲げる法令の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。 年　　月　　日 金融庁長官 （金融庁用） ［略］	**別紙様式１** 表　面 身　分　証　明　書　　第　　号 官　職 氏　名 生年月日　　年　　月　　日生 上記の者は、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令第１項に掲げる法令の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。 年　　月　　日 金融庁長官 （金融庁総合政策局又は監督局用） ［同左］